

平成19年度 国立大学法人佐賀大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1)教育の成果に関する目標を達成するための措置

①高等教育開発センターの企画開発部門を企画部門とe-learning教育開発部門に分割し、本学の培ってきたe-learning教育のコンテンツを充実する。

②高等教育開発センターはG P推進委員会と連携して、学内のG Pシーズを育成し、G P申請を支援する。

教養教育の成果に関する具体的方策

①専門教育への導入科目、キャリア教育科目等、教養教育と専門教育の連続性を強化し、学際的分野の教育を導入するため、教養教育運営機構を発展・強化する組織改編を含めた体制案を策定する。

②英語教育や大学入門科目を中心にして、少人数教育の授業科目の充実を図る。

③教養教育運営機構は豊かな教養と実践力を養うための主題科目の量的・質的改善を図るため、新しいカリキュラムを創設する。加えて、医文理融合型あるいは相互乗入れ方式の新しい分野及び新設を含めたカリキュラムの創設と整備を継続する。

④2キャンパス化にかかる問題、課題を継続して検討し、教養教育実施体制の整備を図る。

⑤学生参加型授業など、課題探求力と問題解決力を養う授業形態を工夫するとともに、実施する科目数を確保する。

⑥「地域と文明」に関する分野の授業科目等が、課題探求力と問題解決能力の涵養、佐賀という地域への理解に資するよう、授業の充実を図るための活動を積極的に実施する。

⑦TOEIC・TOEFL等の外部資格試験等を引き続き利用するとともに、実用的な英語運用能力を全学的に高めるため、英語担当教員を軸として、語学教育協力体制案を策定する。また、学生へのアジア系語学等の履修機会を増加させるための指針を策定する。

⑧これまで実施してきた教養教育と、入学者の履修歴との対応関係、教養教育の内容が入学者のニーズを満たしているかを調査し、満たすべきニーズがあれば、そのニーズを満たすための方針を定める。

専門教育の成果に関する具体的方策

①学科・課程・専攻は、専門教育の質的保証を図るために、引き続き、教育目的、教育カリキュラム並びに到達目標を公表し、成績評価の指針に則した厳格な成績評価を実施する。

②専門科目に関する学習目的の理解と学習意欲を高めるため、引き続き学部の入門的・基礎的科目の充実を図る。

③専門教育において、引き続き英語能力の向上を図るための専門英語学習クラスの充実を図る。

大学院教育の成果に関する具体的方策

①修士（博士前期）課程では、高度専門職業人を育成するため、引き続き少人数クラスによる効果的な授業方法の開発・充実を図る。

②リフレッシュ教育機能の向上を目的として、社会人入学者のための教育体制を整備する。

③学士課程のカリキュラムと連続性を保った修士課程カリキュラムの編成を工夫し、学習の効率化と教育成果の向上を図る。

④年間の研究指導計画並びに個別研究指導計画を策定し、自立的研究能力や研究論文作成能力を養うための指導を行う。

⑤国際的な場での発表・討議能力を養うために、国際学生交流、国際学会等への大学院生の参加を指導するとともに、そのための支援体制を整える。

⑥国際貢献推進室において、デュアル・ディグリー・プログラムの早期かつ着実な実施に向けて、デュアル・ディグリー・プログラム覚書を調印している海外の大学のみならず、台湾等の大学とも同プログラム実施のための検討ワーキンググループを設置して推進する。

卒業後の進路等に関する具体的方策

①J A B E E受審の準備を進めている教育分野では、そのプログラムの受審あるいは受審計画の策定を行う。

②本学学生の各種資格・免許の取得希望と取得状況を分析し、ガイダンス等に積極的に活用する。

③前年度に整備したインターンシップへの取組み体制に沿って、インターンシップ制度の活用を図る。

④引き続き卒業後の進路状況を分析し、その結果を教育改善活動にフィードバックする。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

①学部・研究科の教育目標に応じた達成基準により、達成度を検証する。

②在校生、卒業生、就職機関などに対する調査を継続して実施するとともに、これまでに実施してきた調査から得られた各種データを活用し、教育目標に照らして妥当な達成水準にあるかを分析する。

③大学院教育の成果を客観的基準によって表し、修業年限内の学位取得の指導体制を整備する。

④法人化後4年目における教育の成果・効果の検証を行うためのアンケート調査を行い、検証結果を基に科目ごとの到達目標と成績評価基準の見直しを行う。

(2)教育内容等に関する目標を達成するための措置

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

学士課程

①本学に対する高校生の理解を図るため、高大連携事業を継続しながら効率化し、高校生に大学の教育・研究等の情報を提供する。

②大学入試センター試験の利用や個別学力試験の内容が、各学部等のアドミッション・ポリシーに基づいたものになっているかを各学部入試委員会で検証し、改善が必要な場合はその方策を策定する。

③求める学生像に沿った選抜を実施するために、入学者の追跡調査データ等をもとに、面接試験の方法・判定基準などの検証と改善を継続して行う。

④各学部等のアドミッション・ポリシーに基づいて多様な入学者選抜を継続して実施し、入学者の追跡調査データ等をもとに、それぞれの選抜方法の効果を検証する。

⑤受験生の獲得並びにAO入試等、学部の特性に応じた入学者選抜制度を推進するため、入学者支援部門としてのアドミッションセンターの設置を継続して検討し、早期実現を図る。

⑥多様な入学者選抜の成果を継続して検証し、その結果に応じて受け入れ人数・割合等の見直しを図る。

大学院課程

①各専攻は研究科のアドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実施し、専攻内容に見合った専門基礎学力、語学力、読解力を判定する。

②各研究科のアドミッション・ポリシーに則した専門分野への適性、意欲を備えた学生を選抜する方策として、推薦入試を行う。

③各研究科の特性に応じて、AO入試を導入する場合の具体的な実施方法・内容を策定し、導入準備を進める。

入学後の進路変更に関する具体的方策

①修学途中での進路変更希望者に対し、各学部の進路変更に係る内規等に基づき、転学部・転学科等の措置を適切に行う。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

①本学の教育理念・目的に応じた教養教育の在り方を検証しながら、全学年を通じた教養教育カリキュラムを継続して実施する。

②本学の教育理念・目的に応じた4年あるいは6年一貫の専門教育を実施するため、既に1年次から開講している専門教育科目を、教養教育科目との連続性・関連性の観点で点検・整備する。

③学部、大学院の教育課程を通して、医文理融合型の学際的な教育コース、プログラム等の創設を図り、可能なところから実施する。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

①学部・学科等の教育目的と、それを達成するための教育プログラム（履修モデル等）の意図や授業科目の学習目標・到達目標を明確に説明し、学生に周知する（理解させる）。

②大学教育委員会と高等教育開発センターは連携して、教育改善のための企画・立案を推進し、全学的にFDを実施する。

③PBL（問題立脚型）学習、インターネット利用による教育方法等の見直し、又は拡充を引き続き図る。

④チューター制の拡充を行い、教員による学生への個別学習相談・指導体制を整備する。

⑤外国人留学生をティーチングアシスタントとして引き続き採用し、少人数グループ・チュートリアル形式の語学学習等に活用する。

適切な成績評価等に関する具体的方策

①授業科目ごとの成績評価の方法・基準の明記や意義申し立て制度など、厳格な成績評価を行うために定めた指針に基づき、適切な成績評価を実施する。

②成績評価について、学生自身による自己点検評価を促すため、授業科目の特性に応じ、試験問題、模範解答例等の公開を進める。

③学修成績を数値で示すGPA方式の導入により、これを学習指導に活用する方法を工夫し、活用する。

(3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策

①教員配置に関する検討組織は、大学の目的に沿った計画的・戦略的教員配置策を推進する。

②学部、研究科等の教育活動状況の点検結果を踏まえ、従来の枠にとらわれない適切な人員配置を行う。

③教職員が所属する部局の枠を越えて、横断的に教育に貢献できるような柔軟な教育研究組織の在り方について、本学の目的に沿った全学的な検討のもとに、具体的構想を策定する。

教育支援者の配置に関する具体的方策

①技術職員等を教育支援者として位置づけ、教育組織に組み込むための組織整備を進める。

②技術職員等の評価基準に、「教育支援」を取り入れた個人評価を行うことにより、技術職員の教育支援担当者としての位置づけを明確にする。

③ティーチングアシスタント（TA）を教育支援者として活用するとともに、大学院学生自身の教育効果を上げるようなTA養成指導を行う。

教育環境整備の具体的方策

①講義関連施設の現況、利用状況、教育機器類の充実度に関する調査結果に基づき、講義室、実験・実習室、演習室、体育・スポーツ施設等の改修や教育機器類の整備計画を策定し、実行に移す。

②情報機器の利用に必要な施設・設備等の整備計画を引き続き実行する。

③情報処理システム及びネットワークシステムを利用できる演習室及びネットワーク環境を整備する。

④前年度に改善した総合分析実験センター機器利用システムを活用し、引き続き全学的有効利用の推進を図る。

附属図書館活用・整備の具体的方策

①学生用資料について、収集及び提供の適正な時期を検討し、計画的な収集・提供を行う。

②学生希望図書購入制度の周知を図る。

③引き続き、ML通信等を活用し、本学構成員へ図書館情報を積極的に発信する。また、読書奨励企画として学生参加型の企画を立案する。

④貴重資料の施設整備の方針に基づき、環境基盤の整備を進める。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

①各学部等は、引き続き教員の個人評価を通して各教員の教育活動に関するデータを集積し、自己点検評価を実施する。

②全ての授業について、学生による授業評価の適切な実施を図る。

③学部・学科等は前年度に制定された「授業評価結果を用いた授業改善実施要領」に基づき、引き続き教育の点検と改善を図る。

教材・学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

①個々の教員による教育改善を継続するとともに、高等教育開発センターは引き続き学部等の教員へのインタビューを実施し、創造的教材、学習指導法を開発するための情報を収集するとともに、Web上で情報を共有化する体制を整備する。

②全科目のオンラインシラバスを整備・充実させる方法を策定・実施する。

③ネット授業のコンテンツを教養教育から学部教育まで全学的立場で充実し、実質的な展開を行うための環境整備を行う。

④高等教育開発センターは、引き続きFDの企画を立案し、大学教育委員会との連携により、FD活動を実施する。

⑤各学部等に設置したFDの実施組織は、FD活動を実施するとともに、報告書を作成する。

⑥引き続き、全学及び学部等は、FD研修を定期的の実施し、充実させる。

学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

①各学部は、継続して学部共通の専門基礎科目の共通教科書の使用等による教育体制の効率化を進める。

②地球環境科学特別コースに加え、国際人材育成のプログラムを創設し、研究科横断的な特徴を活かして大学院の充実を図る。

(4)学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

①1年次の学生に対する学習相談・指導体制を整備する。

②学習相談を随時受け付ける場合を含め、少なくとも週1日2時間程度をオフィスアワーに指定する。

③各学部等は、自学自習を行うためのスペース及び情報機器等の附属設備を整備し、大学教育委員会と連携して整備状況を調査する。

④ティーチングアシスタント（TA）を教育支援者として活用するとともに、大学院学生自身の教育効果を上げるようなTA養成指導を行う。

生活相談、就職・経済支援等に関する具体的方策

①前年度に制定した「チューター（担任）制度に関する実施要項」に基づき、学生支援の充実を図る。

②教員の学生支援に資するよう、前年度に作成した「チューター（担任）制度ガイドブック」の改善を行う。

③引き続き、ボランティア支援システムを充実させるよう、ボランティア認定制度の活用、地域との連携を図る。

④継続して学生懇談会等を開催して学生の意見・要望等をモニターするとともに、モニターの方法を整備する。

⑤学生支援室は、学生相談支援部門に設置した「学生なんでも相談窓口」を通して保健管理センターや学生カウンセラーと連携し、必要に応じて高大連携推進部門、就職支援部門とも連携しながら、学生相談活動を推進する。

⑥就職課は引き続き、各学部就職担当教員及び学生支援室就職支援部門の協力教員と連携を密にし、最新の就職情報を収集・更新する。

⑦就職支援セミナーの内容を、最新の求人・就職状況や学生のニーズに対応したものに更新しながら定期的に開催し、学生の企業訪問等を支援する。

⑧学生生活課は、学生支援室高大連携推進部門と連携して、各種奨学金制度に関する情報提供の充実を図るとともに、入学者の奨学金給付希望調査に基づき、引き続き奨学金獲得のための支援を行う。

社会人・留学生・障害者等に対する配慮

①社会人学生の受け入れ環境の整備、教育方法の特例による授業の工夫などにより、社会人学生の生活及び修学支援を継続して行うとともに、再チャレンジ支援プログラム事業を実施する。

②引き続き、留学生宿舍と奨学金の確保及び地域との交流の促進を図るとともに、ホームステイの制度設計を行う。

③障害のある学生の意見を参考にしながらバリアフリー化や授業補助を行い、生活面・教育面での支援を推進する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

①研究成果の発信状況等の評価を実施し、基礎的・基盤的研究の継続性・発展性・萌芽性を重視した研究支援を継続して行うとともに、奨励研究費制度や表彰制度の導入により研究推進を奨励する。

②地域・社会からの要請に応じて取り組んできた様々な研究を継続するとともに、その成果の実用化を産学官連携推進機構を軸として推進する。

③今年度に、新たに2件の研究プロジェクトを選定し、研究拠点形成を支援・推進する。

④医学系研究科博士課程及び工学系研究科博士後期課程の平成20年度再編に向けて準備を進める。

大学として重点的に取り組む領域

①社会の要請に応える特色ある研究を継続して推進する。

②本学の国際交流に関する方針に沿って、特にアジア地域の大学等との国際協力や国際共同研究を拡充する。

成果の社会への還元に関する具体的方策

①産学官連携推進機構が作成した研究成果データベースをさらに充実し、産学官連携推進機構を軸に、研究成果の国内外への発信と活用を推進する。

②地域の活性化に貢献するため、継続して、各種審議会・委員会などでの助言、技術相談、法律相談、異業種交流、研究会開催等を行う。

③産学官連携推進機構は、3部門統合のメリットを活かして、科学技術共同開発部門（シーズ部門）と技術移転部門（佐賀大学TLO）を中心に、地域産業や民間企業の振興・支援の取組みと技術移転をさらに軌道化する。

④継続して、地方公共団体や学協会などの調査活動への参画や共同研究により、協力をを行う。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

①教育研究評議会研究推進部会において、各部局単位ごとに研究水準の検証を行う。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

研究体制整備の具体的方法

①学部横断的研究プロジェクトをさらに推進することにより、新研究分野の創出を図る。

②将来性のある研究者・研究チームに、研究評価を基にインセンティブを付与するなど、育成・支援体制をさらに整備する。

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

①本学の教育研究の目標に沿って、計画的・柔軟な研究者等の配置を進める。

②教員人事の方針に従って、原則公募制による適切な教員配置を継続して行う。

③プロジェクト型研究組織等では、継続して任期制に基づき教員を配置する。

④継続して、将来性のある研究分野に戦略的に研究員を配置する。

⑤学内共同教育研究施設等は継続しながら、客員教員、流動教員制度を活用して他大学、研究機関との交流を推進する。

研究支援者の配置に関する具体的方策

①技術職員等を研究支援者としての位置付けで組織化する一環として、技術部（仮称）等を立ち上げ、研究支援者の効果的配置を図る。

②継続して、博士後期課程在学者、博士の学位取得者等をリサーチアシスタントや非常勤研究員等として積極的に活用する。

③日本学術振興会等の研究員制度に継続して応募し、特別研究員の獲得に努める。

④継続して、各センターや研究分野に配置した博士研究員等の成果を検証し、各分野の特性に応じた研究支援者等を適宜配置する。

⑤研究協力課及び国際課の研究支援事務体制を検証し、さらに充実する。

研究資金の配分システムに関する具体的方策

①研究費の傾斜配分のための研究活動の評価基準及び傾斜配分の運用状況についての検証を基に、有効な重点的研究資金の配分システムを実施する。

研究に必要な設備等の活用整備に関する具体的方策

- ①附属図書館において、継続して文献データベース、電子ジャーナルの維持、拡大を図る。
- ②附属図書館、総合情報基盤センター及び地域学歴史文化研究センターは連携して、研究情報・文献情報の電子化による研究支援体制を充実する。
- ③地域貢献推進室及び前年度に整備した産学官連携推進機構等の研究補助・支援活動を活発にする。
- ④総合情報基盤センターの研究支援システム等を検証し、必要な施設・組織の整備を図る。
- ⑤本学の学外研究センターと学内教育研究施設との間で、インターネット等による連携システムを強化する。
- ⑥実験・研究設備の有効利用など、総合分析実験センターが研究支援組織の中核としての機能を発揮するための具体的方策を実行する。

知的財産の創出・取得・管理及び活用に関する具体的方策

- ①産学官連携推進機構は、3部門の統合のメリットを活かして、知的財産の創出、取得、管理及び活用を戦略的に推進する。
- ②産学官連携推進機構は、3部門の統合のメリットを活かして、研究シーズの発掘・権利化・技術移転の各段階において、佐賀県地域産業支援センター及び技術移転推進プラザ（TLP）と連携することにより、知的財産の創出と活用を図る。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ①役員会において、部局及び教員の研究活動状況の自己点検評価を検証し、フィードバックするシステムを整備する。
- ②研究者の新規データを入力し、データベースを充実する。
- ③役員会は、前年度の検討に基づき、部局の研究活動の評価に基づいたインセンティブ付与を実行し、さらに方法・基準等の改善を図る。
- ④各部局は、前年度の検討に基づき、個々の研究者あるいは研究グループの研究活動の評価に基づいたインセンティブ付与を実行し、さらに方法・基準等の改善を図る。

全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

- ①今年度に新規の学部横断的な研究プロジェクト2件を選定し、共同研究を支援・推進する。
- ②部局等は、研究グループ及び各研究者レベルの学内外共同研究を推進・拡充する研究環境を整え、成果を公表する。

学部・研究科等の研究実施体制に関する特記事項

- ①平成18年度で完了した学部横断的共同研究プロジェクトの研究成果を事後評価し、今後の推進に資するとともに、さらに新規のプロジェクトを構築する。
- ②平成18年度で完了した学部横断的共同研究プロジェクトによる異分野間の研究交流の実績を踏まえ、さらに異分野間の新規の研究プロジェクトを設定する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力を推進するためのシステム整備

- ①産学官連携推進機構は、3部門の統合のメリットを活かし、継続して、産学官連携推進機構知的財産部門を中心として、知的財産の利活用等を推進する。
- ②「国立大学法人佐賀大学社会貢献の方針」に基づき、産業界、官界との連携・協力を推進する。
- ③地域貢献連絡協議会のメンバーとして新たに加わった地域交流協定締結自治体を中心に、事業の企画・実践を推進する。
- ④地域社会から要望される研究成果、技術相談、経営相談、法律相談等に関する情報を、各サテライトに広く公開して地域との連携を深める。
- ⑤地域貢献推進室と産学官連携推進機構は、佐賀地域産学官連携推進協議会、地域貢献連絡協議会等を通して、引き続き地域社会との連携・協力を推進する。

教育の社会連携に関する具体的方策

- ①社会人のリカレント教育に対応するための社会人受入れ体制の整備を進め、引き続き、市民を対象とした公開講座等の情報サービスを提供する。
- ②附属図書館は、市民・学生に活字文化や映像文化への関心と素養を高める機会を提供する。また、市民への情報サービスとして、情報検索講習会等を積極的に行う。
- ③引き続き、附属図書館に地域資料を集積するとともに、地域文化交流協定の締結先の拡大又は連携の強化を図る。
- ④九州地区大学間に形成したコンソーシアムにより、引き続き連携協力の体制を整備し、実施する。

研究における社会連携に関する具体的方策

- ①各部局は、学外組織との連携により、引き続き研究を推進するとともに、その成果を検証する。

- ②継続して、共同研究、受託研究、奨学寄附金等、外部資金を獲得する措置を講じる。
- ③研究を活性化するため、継続して共同研究に伴う社会人客員研究員及び外国人客員研究員を受け入れる。
- ④各研究センター等において共同研究を活性化しながら、これまでの成果を地域に還元する。さらに研究センターの将来像を策定する。
- ⑤全国共同利用研究施設になった海洋エネルギー研究センターは、エネルギー問題及び環境問題の解決に寄与する。
- ⑥引き続き、学外の研究者が、分析機器及び生物資源を活用できるように、システム及び制度の整備を進める。
- ⑦地域創成教育プログラムによる地域と大学との地域連携教育・研究を推進し、「地域学」に関する成果を報告する。
- ⑧地域学歴史文化研究センターにおける「地域学」創出の基本方針を明らかにし、地域（佐賀）の歴史文化に関する研究を推進する。
- ⑨前年度に設置した地域学歴史文化研究センターは、地域（佐賀）の歴史文化に関する研究を推進する。

教育における国際連携に関する具体的方策

- ①優秀な留学生を確保するため、英語版「受験生の方へ」のページを作成し、留学生の生活状況、費用、奨学金制度、支援体制など、留学を希望する学生が必要とする情報を掲載する。
- ②留学生の修学支援のための奨学金制度を整備する。
- ③短期留学プログラム及び地球環境科学特別コース（英語特別コース）での授業を留学生のニーズに合う形に改善充実し、学部及び大学院における英語による講義の拡充を図る。
- ④留学生支援を含めた佐賀大学基金の整備、留学生センターでの生活支援セクションの強化、並びに民間との協力により、引き続き留学生用寄宿舎等の確保を図る。
- ⑤留学セミナーなどを定期的に開催し、学生に対する留学情報提供を充実させ、海外語学研修及び短期学生派遣プログラム等の充実を図るとともに、アジア地域を中心に日本人学生の派遣を推進する。
- ⑥学生のニーズに合った派遣先の確保、定期的な留学セミナーの開催によって、本学学生の派遣地域の拡大と派遣数の増加を図る。
- ⑦国際貢献推進室が中心となって、学部等担当教員との連携により国際的学术交流を継続して推進するとともに、引き続き、本学学生をアジアを含めた学术交流協定校に派遣する。
- ⑧国際貢献推進室を中心に、引き続き留学生等の受入れを推進するための技術研修、教育研修等を企画・実施する。特にアジア諸国からの要望による日本語教師のための研修あるいは日本語研修の体制的整備を、関係部局等と協議して行う。
- ⑨留学生センターと国際貢献推進室において、本学を卒業（修了）後に帰国した留学生のフォロー体制を整備し、学术交流協定校を核として、留学生とのネットワークの構築を図る。

研究における国際連携に関する具体的方策

- ①継続して、国際共同研究・シンポジウム・講演会等の多様な形態での国際共同研究を実施し、それを契機に共同研究者の受入れ及び派遣を行う。
- ②継続して、国際貢献推進室において、国際交流に関する諸制度の情報収集及びセミナー等の開催による教員への周知を行い、各部局の参加あるいは実施への取組みを促す。
- ③策定された佐賀大学基金構想の制度化を図り、若手研究者の渡航援助に活用できるように制度作りを行う。
- ④各部局の外国人教員の任用状況を調査し、さらなる任用の可能性について分析する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

地域医療の中核病院としての役割を明確にし、質の高い医療を提供するための具体的方策

- ①地域医療連携室の人員配置を充実し、他の公的・私的病院、医師会との相互連携をさらに深めることにより、患者の利便性向上を図る。
- ②危機管理医学講座との連携を強化し、救命救急センターの充実を図る。
- ③獲得した医療人G P教育支援プログラムを基に、医療・保健・福祉支援システムを構築する。

優れた医療従事者を育成するための具体的方策

- ①狭隘化した医師卒後臨床研修センターの増改築を目指し、その他のコメディカルも含めた総合的な臨床研修センター設置の準備を行う。
- ②これまでの取り組みの総括として、第三者による臨床研修機能評価を受審する。

臨床医学の発展と医療技術の向上に貢献するための具体的方策

- ①先進医療につながる臨床研究を他学部や民間と積極的に進める。
- ②検査部に遺伝子診断を専門とする検査部門を設け、専従者を配置する。
- ③治験受け入れに関する契約を締結している外部委託業者等を活用し、治験件数の増加を図る。

安全管理体制の確立のための具体的方策

- ①医療事故報告の分析や対策を速やかに行うため、安全管理対策室の構成員として若干名のセーフティーアドバイザーを指名し、安全管理体制を整備する。

②安全管理、事故防止に関する研修会を引き続き開催し、より多数の職員の参加を促すことで事故防止を徹底する。

③看護師をはじめ、コメディカルスタッフの勤務環境を改善することにより、医療安全の質を担保する。

④電子カルテシステムの新仕様書に盛り込んだ安全管理機能を事故防止に活用する。

⑤医療安全管理の外部評価のため、大学間相互チェックを受審する。

⑥検査部における適切な品質マネジメントを継続する。

横断的診療体制を整備充実するための具体的方策

①感染症診療の充実を図るため、感染制御部を新設する。

②褥瘡対策チームの充実に資するため、新たな認定看護師の養成を図る。

③化学療法外来のさらなる充実とともに、臨床腫瘍専門医の育成を図る。

④横断的緩和ケアチームのコアである地域包括緩和ケア科は全国のオピニオンリーダーとして、緩和医療・緩和ケアの普及と充実に貢献する。

⑤栄養サポートチームのさらなる充実を図るため、他の横断的診療チームとの連携のもとに栄養管理教育を行うとともに、佐賀県の中核医療機関として地域の医療従事者の栄養管理に関するスキルアップに努める。

病院経営の効率化を推進するための具体的方策

①病棟再編の一環として、診療科毎の緻密な病床稼働率を算出し、フレキシブルな病床の活用を図る。

②電子クリティカルパスや管理会計システムを病院管理運営に有効活用する方法を策定する。

③蓄積された診療科別収支分析データを今後の病院経営改善に活用する。

④患者給食並びに臨床検査に係る業務の一部を外部委託する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

①附属学校園教員による教科教育法（学部）及び実践授業研究（大学院）等の授業実践の具体的な質的充実策の研究と提案を行う。

②附属学校園教員による学部及び大学院での授業実践を、具体的拡充策に基づき行う。

③学部教員による附属学校園における授業実践に関して、すべての教科に拡大するための具体的方策や持続的な仕組みの構築を図り、実行する。

④附属学校園教員と学部教員による教育の実践的・臨床的な共同研究を推進し、『佐賀大学教育実践研究』にその成果を発表する。

⑤附属学校園及び代用附属小学校での高度教育実習の試行結果を踏まえ、指導体制と指導方法の改善を行い、本格実施する。

⑥附属学校園の教育環境と安全環境の改善のために、4附属と学部の連携強化のもとに対応策を策定し、その実現を図る。

⑦前年度に入学選抜方法の見直しを行った附属中学校における平成19年度入試の結果について検証し、他の附属学校園においても教育目標に対応する選抜の方針・方法を検討する。

⑧佐賀県教育委員会と連携して、教職員研修（学校評価・組織マネジメント研修、10年研修、初任者研修、長期研修など）に対する支援・協力を強化するとともに、その効果的な実施方法について改善を図る。

⑨引き続き、附属学校園教育実践ネットワーク推進委員会の主導のもとに、地域における教育の実践的・臨床的研究の成果に係る情報の充実を図る。

⑩附属学校園は引き続き、教育の実践的・臨床的研究の成果に係る情報を地域に発信することにより、地域の教育実践ネットワーク化を推進する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

①産学官連携推進機構は、教育研究により創出された知的財産の利活用を推進する。

②「学生中心」及び「教育先導」を具現化するための重点的な資源配分や教育改革に関する競争的資金の獲得策など、学生中心の経営戦略を構築する。

③部局評価及び個人評価を活用するための指針を策定し、自己点検評価結果を大学全体の改善に反映する仕組みを構築する。

運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

①学長のシンクタンク機能として設置した学長特別補佐により、学長が指示する事項の企画・立案を行い、機動的に運営する。

②大学運営連絡会を適宜開催し、円滑な大学運営を行う。

学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部運営に関する具体的方策

①学部運営会議等により、円滑な学部運営を行う。

教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

①教員と事務職員で構成した委員会及び室を組織的に運営し、教員組織と事務組織の連携を深める。

②総合企画室をはじめとして、教員と事務職員が一体となり、大学運営の基本に関わる事項等について企画立案を行う。

全学的視点からの学内資源配分に関する具体的方策

①教育への重点投資やインセンティブ方式の導入など学内資源の重点的・効果的配分を強化するため、予算編成の基本方針を見直し、中期計画実行経費、大学改革推進経費、運用定員経費などについて、学長裁量による効率的な配分を行う。

学外有識者・専門家の登用に関する具体的方策

①前年度までに構築した、学外の有識者・専門家、学生、市民等の意見・評価等を大学運営に反映させるシステムを検証する。

内部監査機能の充実にに関する具体的方策

①監事及び会計監査人と連携・協力した効率的な内部監査を実施し、業務運営の点検を定期及び随時に行う。その監査結果に基づき、業務運営の改善を迅速に行う。

②監査室業務の検証を行うとともに、監査に関する情報の収集・分析を行い、監査基準等を改善、整備する。

大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

①各研究センターを中心に大学間連携による研究協力を推進する。

②全国共同利用施設である海洋エネルギー研究センターは、全国共同利用を推進する。

③大学間の研究協力を拡大し、成果を公表する。

④必要に応じて大学間で連携・協力して案件の処理ができるよう、大学間メーリングリストやコンソーシアムを活用し、情報交換を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

①「佐賀大学の将来ビジョン」に基づき、本学の教育目的に沿った新しい教育研究体制の構想を策定する。

②各学部は、本学の新しい教育研究体制の構想に沿った将来構想を策定する。

教育研究組織の見直しの方向性

①各研究科は、共通授業の充実と他学部からの進学拡大を図る。

②質の高い教員を養成するために、新しい教員養成システム（教職大学院を含む）の具体案を策定する。

③人文社会系大学院（修士・博士）、専門職大学院（経営大学院等）の設置について検討を進める。

④メディカルスクール構想に関する検討状況の中間取りまとめを行う。

⑤医学系研究科と工学系研究科は、教育・研究体制を充実するために改組の構想に基づき、平成20年度の開設へ向けて準備を進める。

⑥学内共同教育研究施設、学部附属教育・研究センターの再編・統合の基本案を策定する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

①全ての教職員を対象に人事評価の試行を実施する。

柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的措置

①平成17年度に整備した総合的な基準による教員選考方法について、実態を調査し検証する。

②任期制の適用について合意を得られた部局等から導入を進めるとともに、再任審査基準等について十分な検討を行う。また、引き続き任期制を適用する範囲について検討する。

外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

①英語版の公募要領を作成し、適任者を広く海外からも求め、教育研究を充実させる。

②外国人教員、女性教員が働きやすい職場環境をさらに充実させる。

事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

①前年度に実施した研修受講者アンケート調査による検証を踏まえ、必要に応じて研修内容などを改善する。また、事務系職員提案制度で提案された研修の実現性などについて検討を行い、実施可能なものから実施する。

②前年度に導入した学校法人との「経営感覚」を養うための人事交流派遣研修を引き続き実施する。

③大学運営の重要課題に対応する専門的職能集団を構築する観点から、事務組織改革構想案を策定し、可能なところから実施する。

中長期的観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策

①定年退職者に係る定数を学長管理とする人員管理ルールにより退職者の補充を抑制するとともに、管理職手当の支給額全体を膨張させない観点から、支給区分等を見直しを行う。なお、平成19年度は概ね1%の人件費を削減する。

②全ての教職員を対象に人事評価の試行を実施する。

③「大学院研修実施要項」に基づき、平成20年度に派遣する、政策・行政管理系、法律系の大学院研修受講生を募り、決定する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ①課長補佐連絡会での検討結果に基づき、事務の合理化・省力化を推進する。
- ②日常の事務処理を自ら点検・改善する「1課1改善」を実施する。
- ③私立大学の取り組みを参考に、事務の効率化・合理化の観点から、センター試験・個別試験に係る会場整理事務や願書受付事務などの入試業務について見直しを図る。
- ④限られた人材の効率的配置と経費の有効活用を図る観点から、事務体制の整備を進める。
- ⑤非電算化業務及び旧式化した電算化業務を中心に見直しを行い、改善整備計画を策定するとともに、計画的に実施する。
- ⑥会議運営の効率化及び会議に係るコスト削減を図るため、ペーパーレス会議システムとTV会議システムを連動させたキャンパス間電子会議を試行する。
- ⑦学生に対する情報提供の方法を見直し、情報提供サービスの向上を図る。
- ⑧地域社会からの提案・要望・意見について、提案等の収集から検討・改善及び公表するまでのルールを策定し、寄せられた意見等に適切に対応する。
- ⑨派遣雇用及び外部委託の効果を検証しながら、外注化を促進する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ①科学研究費補助金の申請件数の増加を促進させる具体的方策を実行する。
- ②提案公募型の受託研究費の応募のための情報の周知を徹底し、研究費の獲得に努める。
- ③寄附金の受け入れ増に努め、教員の自助努力をさらに促す。
- ④科学技術振興調整費、各種G P等の外部資金を組織的・戦略的に獲得するための全学的な体制を整備する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

①電力、ガス、重油、上下水道使用量を1%以上削減し、エコアクション21における環境目標の達成に努める。また、その他の削減可能な経費についても、引き続き部局ごとに目標を設定し、削減に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ①資産の有効活用に関する方針に従って、保有資産の具体的な運用計画を策定する。
- ②これまでの施設開放実績に基づき施設利用の開放推進に努めるとともに、ホームページ上における施設情報を更に充実する。また、本庄・鍋島キャンパスへの入構用パスカードの共通化を図るなど、入構整理事務の効率化を図る。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ①教員に関するデータベースを充実させるため、教員及び各組織の教育、研究、地域・社会貢献、国際貢献活動に関するデータベースの相互連携を図る。
- ②各組織の教育、研究、地域・社会貢献、国際貢献活動の評価に基づくインセンティブの具体的方法を提案し、実行に移す。教員については、平成20年度実施を目指して「人事評価システムの概要」及び「教員人事評価試行実施要項」に基づいて試行する。
- ③必要に応じて、各専門分野に設けられた第三者機関による外部評価を受ける。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- ①情報政策委員会は「教員基礎情報」の記述内容を検証し、質の向上を図る。
- ②大学広報を年3回発行する。
- ③大学公式ホームページから、入学、就職、教育研究活動、自己点検・評価、共同研究、外部資金獲得等の諸活動状況を容易に得られるように、情報やリンクの収集・整理を実施し、大学ポータルとしての機能を充実する。
- ④知的情報を公開している附属図書館の「研究成果閲覧コーナー」において、情報の集積に努める。

Ⅴ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

施設等の整備に関する具体的方策

- ①ユニバーサルデザインに基づく、「安全で親しみやすい環境づくり計画（本庄キャンパス）」を策定する。
- ②本庄キャンパスの校舎等改修について、年次計画により整備完了を目指す。
- ③医学部ワーキンググループで、鍋島キャンパスにおける整備計画案を策定する。
- ④附属病院ワーキンググループで、附属病院再整備計画の検討を進める。

施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- ①学内規程に基づいたスペースマネジメントを展開し、既存施設の効果的・効率的な運用を推進する。
- ②施設等の更新年次計画を策定し、効率的運営及び導入・更新計画を推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ①環境安全管理室は、各部局の安全点検及び改善の支援を行う。
- ②施設等の立ち入り検査を定期的実施して、その結果を整理・公表し、安全管理と事故防止に努める。
- ③全学的に環境に配慮した取組を実施することにより、エコアクション21の認証取得を目指す。

学生等の安全確保等に関する具体的方策

- ①安全衛生管理委員会で学内の危険事例に関する情報を収集して事例集を作成するとともに、4S（整理，整頓，清潔，清掃）運動を通して安全教育を推進する。
- ②「国立大学法人佐賀大学危機管理対策要項」及び「佐賀大学危機管理基本マニュアル」に沿って、全学的・総合的な危機管理体制を構築する。
- ③全学の危機管理基本マニュアルに沿って、部局の危機管理マニュアル等を整備する。

安全な情報環境を整備する措置

- ①セキュリティポリシーの改定に伴う関連規則等の整備を進める。
- ②セキュリティ維持・監査のための体制の整備を進める。

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成19年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	11,469
施設整備費補助金	544
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	54
自己収入	15,272
授業料、入学金及び検定料収入	4,121
附属病院収入	11,024
財産処分収入	0
雑収入	127
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	969
引当金取崩	0
長期借入金収入	430
貸付回収金	0
承継剰余金	0
目的積立金取崩	235
計	28,973
支出	
業務費	23,463
教育研究経費	11,619
診療経費	11,844
一般管理費	2,481
施設整備費	1,028
船舶建造費	0
補助金等	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	969
貸付金	0
長期借入金償還金	1,032
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	28,973

※「施設整備費補助金」は前年度よりの繰越額544百万円。

※「運営費交付金」のうち、平成19年度当初予算額11,173百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額296百万円。

[人件費の見積り]

期間中総額15,109百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減対象となる人件費総額11,600百万円)

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

2. 収支計画

平成19年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	27,489
業務費	25,289
教育研究経費	2,676
診療経費	5,408
受託研究費等	516
役員人件費	350
教員人件費	9,648
職員人件費	6,691
一般管理費	496
財務費用	214
雑損	0
減価償却費	1,490
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	27,931
運営費交付金収益	11,461
授業料収益	3,386
入学金収益	529
検定料収益	113
附属病院収益	10,995
受託研究等収益	516
補助金等収益	0
寄附金収益	410
財務収益	10
雑益	116
資産見返運営費交付金等戻入	164
資産見返補助金等戻入	7
資産見返寄附金戻入	72
資産見返物品受贈額戻入	152
臨時利益	0
純利益	442
目的積立金取崩益	48
総利益	490

※ 損益が一致しない理由

- ・ 債務償還経費のうち元金相当額(817百万円)を費用計上しないため費用が減少する。
- ・ 附属病院収益により建物工作物等を取得予定のため、減価償却費相当額(327百万円)の戻入処理を行わない。そのため、収益が減少する。

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

3. 資金計画

平成19年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	31,934
業務活動による支出	26,334
投資活動による支出	1,607
財務活動による支出	1,032
翌年度への繰越金	2,961
資金収入	31,934
業務活動による収入	27,414
運営費交付金による収入	11,173
授業料・入学金及び検定料による収入	4,121
附属病院収入	11,024
受託研究等収入	516
補助金等収入	0
寄附金収入	453
その他の収入	127
投資活動による収入	598
施設費による収入	598
その他の収入	0
財務活動による収入	430
前年度よりの繰越金	3,492

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

29億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

医学部附属病院設備整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地について担保に供する。

Ⅸ 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
・ 耐震対策棟(校舎改修)	総額	施設整備費補助金 (544)
・ リニアック放射線治療システム	1,028	長期借入金 (430)
・ 小規模改修		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (54)

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2. 人事に関する計画

- 1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策
○全ての教職員を対象に人事評価の試行を実施する。
- 2) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的措置
○平成17年度に整備した総合的な基準による教員選考方法について、実態を調査し検証する。
○任期制の適用について合意を得られた部局等から導入を進めるとともに、再任審査基準等について十分な検討を行う。また、引き続き任期制を適用する範囲について検討する。
- 3) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策
○英語版の公募要領を作成し、適任者を広く海外からも求め、教育研究を充実させる。
○外国人教員、女性教員が働きやすい職場環境をさらに充実させる。
- 5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策
○前年度に実施した研修受講者アンケート調査による検証を踏まえ、必要に応じて研修内容などを改善する。また、事務系職員提案制度で提案された研修の実現性などについて検討を行い、実施可能なものから実施する。
○前年度に導入した学校法人との「経営感覚」を養うための人事交流派遣研修を引き続き実施する。

別表(学部の学科, 研究科の専攻等)

文化教育学部	学校教育課程	360 人	(うち教員養成に係る分野	360 人)
	国際文化課程	240 人		
	人間環境課程	240 人		
	美術・工芸課程	120 人		
	3年次編入学(共通)	40 人		
	計	1,000 人	(うち教員養成に係る分野	360 人)
経済学部	経済システム課程	560 人		
	経営・法律課程	540 人		
	計	1,100 人		
医学部	医学科	570 人	(うち医師養成に係る分野	570 人)
	看護学科	240 人		
	3年次編入学(看護学科)	20 人		
	計	830 人	(うち医師養成に係る分野	570 人)
理工学部	数理科学科	120 人		
	物理科学科	160 人		
	知能情報システム学科	240 人		
	機能物質化学科	360 人		
	機械システム工学科	360 人		
	電気電子工学科	360 人		
	都市工学科	360 人		
	3年次編入学(共通)	40 人		
	計	2,000 人		
農学部	応用生物科学科	180 人		
	生物環境科学科	240 人		
	生命機能科学科	160 人		
	3年次編入学(共通)	20 人		
	計	600 人		
教育学研究科	学校教育専攻	12 人	(うち修士課程	12 人)
	教科教育専攻	66 人	(うち修士課程	66 人)
	計	78 人	(うち修士課程	78 人)
経済学研究科	金融・経済政策専攻	8 人	(うち修士課程	8 人)
	企業経営専攻	8 人	(うち修士課程	8 人)
	計	16 人	(うち修士課程	16 人)
医学系研究科	機能形態系専攻	52 人	(うち博士課程	52 人)
	生体制御系専攻	56 人	(うち博士課程	56 人)
	生態系専攻	12 人	(うち博士課程	12 人)
	計	120 人	(うち博士課程	120 人)
	医科学専攻	30 人	(うち修士課程	30 人)
	看護学専攻	32 人	(うち修士課程	32 人)
	計	62 人	(うち修士課程	62 人)

工学系研究科	機能物質化学専攻	32 人 (うち博士前期課程	32 人)
	物理科学専攻	30 人 (うち博士前期課程	30 人)
	機械システム工学専攻	54 人 (うち博士前期課程	54 人)
	電気電子工学専攻	52 人 (うち博士前期課程	52 人)
	知能情報システム学専攻	30 人 (うち博士前期課程	30 人)
	数理科学専攻	22 人 (うち博士前期課程	22 人)
	都市工学専攻	54 人 (うち博士前期課程	54 人)
	循環物質工学専攻	34 人 (うち博士前期課程	34 人)
	生体機能システム制御工学専攻	64 人 (うち博士前期課程	64 人)
	計	372 人 (うち博士前期課程	372 人)
	エネルギー物質科学専攻	27 人 (うち博士後期課程	27 人)
	システム生産科学専攻	21 人 (うち博士後期課程	21 人)
	生体機能システム制御工学専攻	42 人 (うち博士後期課程	42 人)
	計	90 人 (うち博士後期課程	90 人)
農学研究科	生物生産学専攻	40 人 (うち修士課程	40 人)
	応用生物科学専攻	60 人 (うち修士課程	60 人)
	計	100 人 (うち修士課程	100 人)
文化教育学部			
附属小学校	720人		
	学級数 18		
附属中学校	480人		
	学級数 12		
附属特別支援学校	60人		
	学級数 9		
附属幼稚園	90人		
	学級数 3		